

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します

みんなの国民年金

公的年金制度は、現役で働く世代が高齢者世代を支えることを基本としています。老後の生活のためだけでなく、家計を支える方が亡くなったときや、病気やけがで障害の状態になった時も、皆さんの生活を支えています。

加入者の種類

- ◆第1号被保険者【保険料は自分で納付】
自営業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどで20歳以上60歳未満の方
- ◆第2号被保険者【保険料は給料から天引き】
会社員・公務員(厚生年金の加入者)などで原則として70歳未満の方(65歳以上の加入者は老齢年金などの受給資格のある方を除く)
- ◆第3号被保険者【保険料は配偶者が加入する年金制度が負担】
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
- ※任意加入被保険者
次のいずれかに該当する方は、希望すれば任意加入できます。
 - ▶60歳以上65歳未満で、年金額を増やしたい方
 - ▶60歳以上70歳未満で、受給資格期間を満たしていない方
 - ▶日本国籍で海外に住む20歳以上65歳未満の方

こんなときは…国民年金に入っていると受けられる給付

国民年金に加入している方で、一定の要件を満たす方は、下記のような状況の時に受けられる給付があります。自分が該当すると思われる場合は、ご相談ください。

65歳になったら…老齢基礎年金

保険料の納付期間・免除期間等の合計(受給資格期間)が原則として10年以上の方が、65歳になったときから受け取れます。

病気やけがで障害が残ったら…障害基礎年金

病気やけがで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに一定の要件を満たせば受け取れます。

家族を残して自分にもしものことがあったら…遺族基礎年金

国民年金に加入中の被保険者が亡くなったとき、18歳(障害のある場合は20歳)未満のお子さんのいる妻または夫、両方ともいないときは子どもが一定の要件を満たせば受け取れます。

下記の場合は 加入・変更の届け出をお忘れなく

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届出は不要※	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養されなくなった	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

※20歳前後に海外から転入した方は区医療保険年金課・特別出張所へ届け出が必要

保険料の支払いが難しいときは 納付の免除や猶予などの制度をご利用ください

免除の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。詳しくは、区医療保険年金課年金係にご相談ください。

所得が一定額以下

免除(全額免除・一部納付等)申請

本人や配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。

※退職(失業)した方は、特例免除制度の対象になります(配偶者・世帯主の所得が一定額以上の場合を除く)。申請には雇用保険受給資格者証・離職票等の写しが必要です。

納付猶予申請

50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

対象校の学生

学生納付特例申請

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

産後または妊娠中

産前産後期間の免除制度

平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者は、出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)を免除されます。免除を認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

新型コロナの影響を受けている 臨時特例措置

保険料の免除申請が可能です。

【申請対象期間】

- ▶令和元年度分…令和2年2月分～6月分(学生は令和2年2月分～3月分)
- ▶令和2年度分…令和2年7月分～3年6月分(学生は令和2年4月分～3年3月分)
- ▶令和3年度分…令和3年7月分～4年6月分(学生は令和3年4月分～4年3月分)

【対象】

- 以下の2点をいずれも満たす方
- ▶令和2年2月以降に新型コロナの影響により収入が減少した
- ▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になること

国民年金に関する問い合わせ

- ◆国民年金の資格の取得・喪失、保険料の免除…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338
- ◆国民年金の給付の相談・申請…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、新宿年金事務所 ☎(5285)8611
- ◆国民年金の納付・厚生年金の申請…新宿年金事務所 ☎(5285)8611
- ◆ねんきんダイヤル(一般の年金相談)… ☎0570(05)1165 (050から始まる電話からは ☎(6700)1165)
- ◆日本年金機構ホームページ… <http://www.nenkin.go.jp/>

9月21日から

新宿年金事務所が 移転します

【移転先】新宿5-9-2、ヒューリック新宿五丁目ビル

◆電話番号も変わります

【問合せ】新宿年金事務所 ▶9月20日(祝)まで… ☎(5285)8611、▶9月21日(火)から… ☎(6278)9311へ。

